



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

平成22年5月28日

(照会先)

記録問題対策部: (記録問題の取組状況)

記録問題対策グループ長 山田 勝土

榎本 一憲

(電話直通 03-6892-0754)

年金給付部: (年金額回復の具体的事例)

給付企画グループ長 渡部 浩

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年5月28日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年5月28日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、「年金額回復の具体的事例」(3月第3週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年5月28日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1	ねんきん特別便	年金事務所分	22年5月14日	-0.9万件	22年5月7日	受給者分 回答 3,178万件 (未回答 505万件)
	〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕 機構本部分(※2)	13.3万件	(累計)	-1.4万件		加入者分 回答 4,914万件 (未回答 2,037万件)
2	5000万件的未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	22年5月14日 (累計)	+5万件	22年5月7日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,648万件
		厚年／国年		+4万件/+1万件		
		男／女		+2万件/+3万件		
		60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)		+2万件/+3万件		
3	再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	22年5月14日	0.0か月	22年5月7日	
		進達に至っていない申出件数		-0.1万件		
4	再裁定	平均処理期間	22年4月末	-0.1か月	22年3月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
		未処理件数	(5月14日支払分)	-0.5万件		
5	時効特例給付	平均処理期間	22年3月末	+0.5か月(※3)	22年2月末	
		未処理件数	(4月15日支払分)	+5.8万件(※3)		
6	記録訂正による年金額(年額)の増額(※4)	件数	22年4月第5週～ 5月第2週分	7.5千件	22年4月第4週分	(20年5月以降の累計) 106万件
		年金額増額の総額(概算値)		3.5億円		567億円
7	国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	22年4月末	+11.2万件	22年3月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
		受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)		+0.1万件(+0.8万件)		
		再裁定進達件数		+0.2万件		
8	コールセンター	応答率	22年5月第3週分	94.1%(72.5%)	22年4月第5週～ 5月第2週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
		応答呼数／総呼数		8.6万件／9.1万件 (9.3万件／12.8万件)		
9	年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	22年5月第3週分	26日(月): 1(34) 27日(火): 1(11) 28日(水): 2(12) 30日(金): 1(68) 6日(木): 1(32) 7日(金): 1(22) 8日(土): 0(1)	22年4月第5週～ 5月第2週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10	標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	22年5月14日	+17件	22年5月7日	
		うち2万件的の戸別訪問対象事案数	(累計)	+0件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

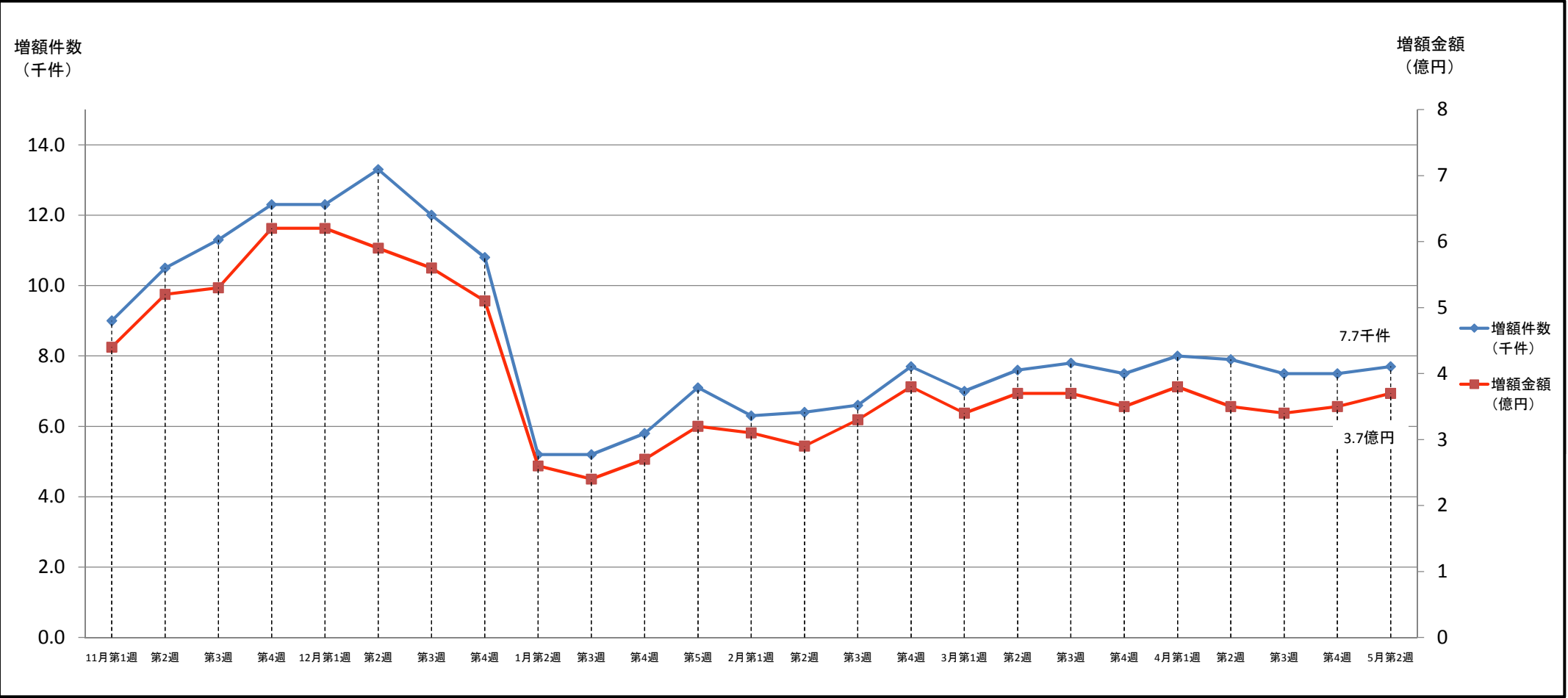
(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 遅延特別加算金法の施行日が確定するまで、時効特例給付の支給決定を保留したことから、前回数値に比べ平均処理期間及び未処理件数が増加しているが、5月支払により保留分はほぼ解消する見込み。

(※4) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

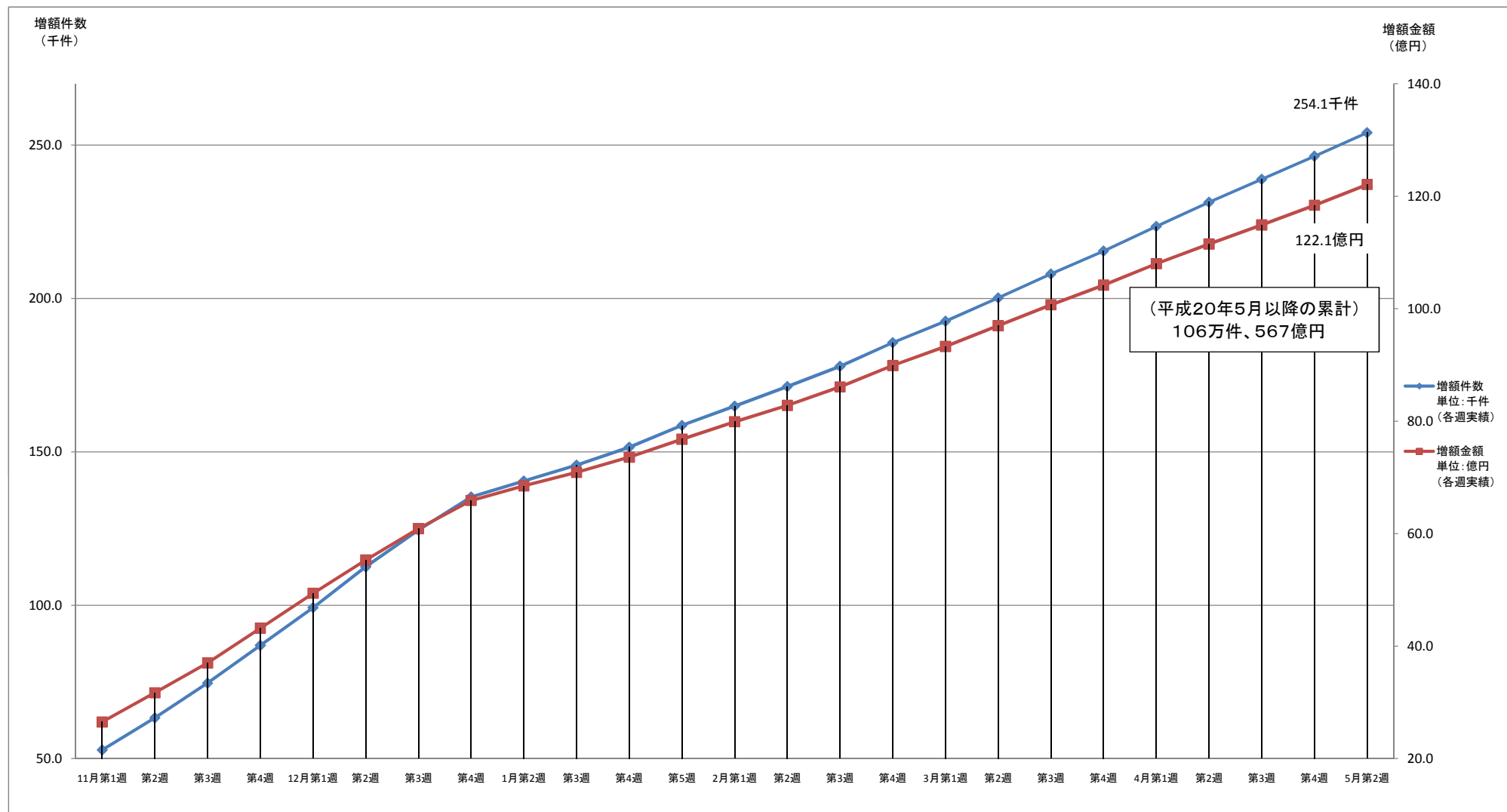
記録訂正による年金額(年額)の増額



	11月				12月				1月				2月				3月				4月				5月
	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第2週
増額件数 (千件)	9.0	10.5	11.3	12.3	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6	7.8	7.5	8.0	7.9	7.5	7.5	7.7
増額金額 (億円)	4.4	5.2	5.3	6.2	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7	3.7	3.5	3.8	3.5	3.4	3.5	3.7

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	11月				12月				1月				2月				3月				4月				5月
	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第2週
増額件数 単位: 千件 (各週実績)	52.8 (9.0)	63.3 (10.5)	74.6 (11.3)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)	164.9 (6.3)	171.3 (6.4)	177.9 (6.6)	185.6 (7.7)	192.6 (7.0)	200.2 (7.6)	208.0 (7.8)	215.5 (7.5)	223.5 (8.0)	231.4 (7.9)	238.9 (7.5)	246.4 (7.5)	254.1 (7.7)
増額金額 単位: 億円 (各週実績)	26.5 (4.4)	31.7 (5.2)	37.0 (5.3)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)	79.9 (3.1)	82.8 (2.9)	86.1 (3.3)	89.9 (3.8)	93.3 (3.4)	97.0 (3.7)	100.7 (3.7)	104.2 (3.5)	108.0 (3.8)	111.5 (3.5)	114.9 (3.4)	118.4 (3.5)	122.1 (3.7)

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

年金額回復の具体的事例

○平成22年3月15日から19日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	81歳	女	826,100円	523,900円	1,350,000円	回復前の厚生年金加入期間64月に168月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、回答票に本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,360万円
2	62歳	男	819,200円	1,031,800円	1,851,000円	回復前の厚生年金加入期間501月に35月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が社会保険業務センターへ送付し、ご本人の申出た会社名、勤務期間により調査し、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。その後、ご本人が会社を退職(厚生年金の資格を喪失)したため、相談窓口を訪れ年金額の再計算(再裁定)手続きを行った。 ○統合前の厚生年金の加入月数501月では、60歳から64歳まで期間の特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分のみの支給であるが、35月の厚生年金の加入期間が統合され536月となったことから、厚生年金の加入期間が528月(44年)以上あり退職している方に適用される「長期加入者特例」に該当することになり、62歳から定額部分も支給されることとなった。併せて、報酬比例部分についても年金額が35月分増額(約26,000円/年額)されることとなった。	約50万円 (報酬比例部分) 約150万円 (定額部分)
3	72歳	女	749,600円	838,500円	1,588,100円	回復前の厚生年金加入期間249月に215月及び国民年金の保険料納付済期間65月、保険料免除期間13月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人に電話連絡をし、ご本人のものと思われる厚生年金及び国民年金の記録について会社名・所在地・勤務期間、ご本人の住所地を確認した。後日、ご本人から厚生年金及び国民年金の被保険者記録照会申出票の提出を受け調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金及び国民年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,140万円
4	79歳	女	637,000円	980,000円	1,617,000円	回復前の厚生年金加入期間54月に123月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,820万円
5	83歳	男	602,500円	1,136,800円	1,739,300円	回復前の厚生年金加入期間199月に105月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、ご本人の申出た会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,420万円
6	72歳	男	571,100円	1,591,900円	2,163,000円	回復前の厚生年金加入期間342月に147月を追加。	○「受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)」をご本人が持参し「もれている会社がある」と相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部が相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の相違を確認し記録を統合した。	約1,340万円
7	83歳	男	551,600円	1,102,700円	1,654,300円	回復前の厚生年金加入期間151月に102月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送され、本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の期間が判明し、記録を統合した。	約1,300万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
8	故人	男	541,400円	1,467,300円	2,008,700円	回復前の厚生年金加入期間308月に厚生年金34月及び船員保険60月(厚生年金換算80月)を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が相談窓口に持参され、回答票に「訂正がある」と記載されていた会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金と船員保険の記録が判明し、記録を統合した。 ○この厚生年金の記録34月及び船員保険の記録60月(厚生年金換算80月)の統合により、老齢厚生年金の年金額が541,400円(年額)増加することとなるが、ご本人は既に死亡されているため、ご本人の死亡届の提出者である遺族(子)に未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。	約1,000万円 (未支給分)
9	77歳	男	519,700円	1,171,400円	1,691,100円	回復前の厚生年金加入期間175月に95月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、生年月日の一部が相違した厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の相違を確認し記録を統合した。	約1,220万円
10	故人	女	516,200円	349,400円	865,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に132月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○ご本人(故人)の死亡により、夫が死亡届及び未支給年金の請求で窓口に来所された際に、夫の申出のご本人(故人)が結婚前に勤務していた会社名、勤務期間、旧姓情報により調査したところ、申出と一致する厚生年金記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金記録により老齢厚生年金が受給できることとなり、夫に未支給分の年金(一時金)として支払われることとなる。	約900万円 (未支給分)

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	5件 (事例 2、3、5、7、8)
ねんきん特別便(全員便)	2件 (事例 4、9)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	1件 (事例 1)
受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)	1件 (事例 6)
その他(一般年金相談(死亡届))	1件 (事例 10)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	2件 (事例 3、7)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)